

介護老人保健施設「たちばな苑」運営規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会が運営する、介護老人保健施設「たちばな苑」(以下「施設」という)の適正且つ円滑な運営を図るため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の入所介護員その他事業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な介護保健サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この事業は、要介護状態にある利用者に対し、適切な医療ケアと機能訓練を行うとともに、日常サービスを提供し、日常生活機能の改善を促進して、居宅における生活への復帰を目指す。

2 前項実現のため、次の諸点に配慮する。

- (1) 入居者の人間性、主体性を尊重し、公平、公正な処遇に努める。
- (2) 入居者の心身の状態を十分に把握し、これに対応したきめ細やかな施設サービス計画により医療ケアとともに日常生活機能の改善に努めるものとする。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気の醸成に努め、地域や家庭との結びつきを重視する。

3 施設の運営にあたっては、関係行政機関、支援事業者、その他の福祉サービスとの連携に努めるものとする。

4 施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 たちばな苑
- (2) 所在地 岡山市北区国体町3番12号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(医師) 1人 (常勤兼務)
施設の業務を統括し、従業者の指揮監督をする。
- (2) 医師 2人 (非常勤)
入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 事務長 1人 (常勤)
管理者を補佐し、施設に関する庶務、会計その他事務を総括する。
- (4) 介護支援専門員 1人 (常勤兼務)
入居者に対して適切な施設サービス計画を作成し自立に向けて支援する。
- (5) 支援相談員 2人 (常勤兼務)
入居者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (6) 看護職員 6人以上 (常勤)
医師の診療補助、利用者の日常生活の看護・指導及び家族に対する指導を行う。
- (7) 介護職員 20人以上 (常勤)
入居介護の提供にあたり入居者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行う。
- (8) 理学療法士又は作業療法士 2人以上 (常勤兼務)
入居者の機能訓練及び、日常生活動作能力の向上を目指し、援助・指導を行う。
- (9) 薬剤師 1人 (非常勤)
入居者の薬剤調剤及び管理を行う。
- (10) 管理栄養士 1人 (常勤)
献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養評価、給食会議の主催調理員の指導を行う。
- 2 運営、管理上必要があると認められるときは、定員外の職員を置くことができる。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は次のとおりとする。

- (1) 入居定員 60名

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第6条 施設のユニット数及び各ユニットの入居定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 6ユニット
(2) 1ユニットの定員 10名

(施設サービス等)

第7条 入居介護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 入居者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められた者を対象に施設サービスを提供する。
- (2) サービスの提供にあたっては、重要事項を記した文書を交付、説明し、入居者とその家族の同意を得るものとする。
- (3) 正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

(利用料等)

第8条 利用料等の額は別紙「利用料一覧表」のとおりとする。

但し、入居者負担段階の第1～3段階の「食費」「居住費」は、国が別に定める負担限度額とする。

2 入居者が希望したものを施設が提供する場合、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、同意を得るものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 災害その他、やむを得ない事業がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させない。

- 2 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講ずる。
- 4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 診療にあたっては、療養上妥当適性に行う。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。

(利用者の守るべき事項)

第10条 入居者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、喫煙はしないこと。
- (2) 建物、備品、その他の器具を破損または、持出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論または泥酔、暴行等により他人に迷惑を掛けないこと。
- (4) 破廉恥な行為及び公の秩序を乱す行為をしないこと。
- (5) その他、この規程および職員の指示に反する行為をしないこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的実施
- (4) 事故の発生又はその再発を防止するための担当者の選定

2 事業者は、入居者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、入居者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策等)

第12条 施設は、非常災害に対して日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、その他適切な措置を講ずるものとする。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第13条 事業所は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、入居者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待の発生・再発を防止するための委員会の設置
- (3) 指針の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、介護保健施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第15条 事業者は、入居者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第16条 事業者は、介護保健施設サービスの提供に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、介護保健施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した介護保健施設サービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第17条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない、又その必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第18条 施設は、従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるものとする。

また、深夜勤務に就く者は年2回以上の健康診断を実施するものとする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力病院)

第19条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

(職員の研修)

第20条 施設は、従業者の質的向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 その他運営に関し以下の事項に留意する。

(1) 事業所の会計はその他の事業の会計は区別する。

(2) 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する

ものとする。

- (3) 事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

第23条

この規程に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

一部変更	平成24年	7月1日
一部変更	平成24年	9月1日
一部変更	平成25年	4月1日
一部変更	平成26年	4月1日
一部変更	平成26年	9月1日
一部変更	平成26年	12月1日
一部変更	平成27年	4月1日
一部変更	平成27年	8月1日
一部変更	平成29年	3月1日
一部変更	平成29年	4月1日
一部変更	平成30年	4月1日
一部変更	平成30年	8月1日
一部変更	平成30年	10月1日
一部変更	平成31年	3月1日
一部変更	令和元年	5月1日
一部変更	令和元年	10月1日
一部変更	令和3年	4月1日
一部変更	令和3年	8月1日
一部変更	令和6年	4月1日
一部変更	令和6年	6月1日
一部変更	令和6年	8月1日
一部変更	令和7年	10月1日